

◇ 更新・失効再交付講習のご案内 ◇

① 講習は全て予約制です (別途日程表を参考に2週間前までに希望日をご予約下さい)

注) 予約無しに当日直接会場へ行かれても受講できませんのでご注意ください。

② 申請に必要な物 (不備や不足があった場合は受講できなくなります)

申込書	所定の用紙にもれなく御記入下さい
小型船舶操縦士免許証の写し	紛失の場合は自動車運転免許証の写し
写真2枚 4.5×3.5cm	無背景、6か月以内のもの ※下図参照
住民票 (本籍入り) ※免許証の記載内容に変更のある方のみ	本籍入り、マイナンバー無し、交付6か月以内
身体検査証明書 ※当日会場で身体検査受験できます	身体適正基準に不安の方は事前にご相談下さい

③ 受講料のお支払い (講習日の1週間前までにお支払い下さい)

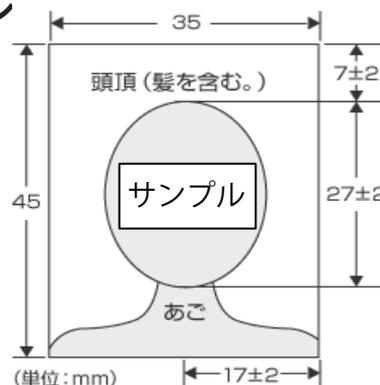
※消費税、受講料、身体検査料、免許交付、郵送料、手数料を含みます

振込先: ゆうちょ銀行 記号 01300 番号 78341 (徳山マリン)

他行からゆうちょ銀行 一三九店 当座 78341

※振込手数料はお客様負担をお願いします

更新講習	9,000円
失効講習	16,000円
訂正・再交付のみ	6,000円
訂正・再交付追加	+1,000円



④ 写真について (写真が不適切な場合、撮り直しをしてもらう事になります)

- 適切な要件
  - ・申請者本人のみ正面、無背景、無装飾で、6か月以内に撮影したもの
  - ・フチなしで指定サイズの要件を満たすもの ※上サンプル図参照
- ×不適切な要件
  - ・帽子やヘアバンド、装飾品や髪型、ウィッグで頭部や輪郭が隠れているもの
  - ・眼鏡やサングラス、前髪やつけまつ毛の影などが目にかかっているもの
  - ・頭部が傾いたり正面中央を向いていないもの、口角が上がったり表情変化の大きいもの
  - ・背景が白や黒で頭部との境界が不明瞭なもの、背景に影や異物が映り込むもの
  - ・画像加工や処理で顔の各部位が変化したもの、カラコンで瞳の大きさが変化したもの
  - ・普通紙印刷や印刷品質の悪いもの、ピントが合っていないもの

⑤ 講習当日 (講習開始前に身体検査を行いますので、講習開始30分前までに集合)

■用意するもの ・小型船舶小銃免許証 ・必要な方は眼鏡や補聴器

■新しい免許証は講習終了後 約2~3週間でお届けできます

申込先	<b>徳山マリン</b>	☎	<b>0834-25-0865</b>
	大川海事代理士事務所	FAX	<b>0834-25-0881</b>
	〒745-0803 山口県周南市大島132番地	✉	<b>marint@tokumari.co.jp</b>